

情報掲示板

時＝日時 費＝費用
場＝場所 必＝必要なもの
対＝対象 印＝申込方法
定＝定員 問＝問合せ先

申請・手続き

国民年金の障害基礎年金の現況届について

障害基礎年金（年金コード2650又は6350）を受給されている方は、7月31日（火）までに現況届を提出してください（平成19年1月2日以降市外から転入の方は、前住所地の所得証明が必要）。ただし、平成18年8月以降、次に該当される方は提出する必要はありません。

- ・新たに障害基礎年金を受給される方
- ・障害の程度が変わる等障害基礎年金額の改定があった方
- ・障害基礎年金の支給停止が解除された方
- ・区保険年金課（☎592-3109）

高齢受給者証及び老人保健医療受給者証の負担割合が3割の方へ

負担割合が3割の方のうち、世帯の収入が基準未満の場合、収入額に応じて負担割合が1割となる場合と、負担割合が3割のまま自己負担限度額が下がる場合があります。対象の方に申請書を送付していますので、届きましたらお早めに申請してください。申請月の翌月から適用になります。☎区保険年金課（高齢受給者証：☎592-3105、老人保健医療受給者証：☎592-3109）

納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税 第2期分	7月31日（火）
------------------	----------

○納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますので、ご注意ください。
○市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
☎区市民税課（☎592-3112）

お知らせ

■介護保険第1号被保険者（65歳以上）の方に、介護保険料通知書をお送りします。
平成19年度の市民税額が決定されたことにより、平成19年度の介護保険料の確定額をお知らせします。
保険料の納付は便利な口座振替もできますので、ご希望の方は預金口座をお持ちの金融機関又は郵便局にお申し込みください。
なお、平成19年4月1日現在、市内にお住まいの65歳以上の方で、老齢、退職、障害、遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、年金から天引きになります。☎区福祉介護課（☎592-3290）

■新しい高齢受給者証をお送りします
国民健康保険に加入されている前期高齢者の方（昭和7年10月1日～昭和12年7月1日生まれ）が、お持ちの高齢受給者証は、7月31日（火）で有効期限が切れるため、新しい高齢受給者証を7月中にお送りします。届きましたら古い高齢受給者証は細かく刻んで処分されるか区保険年金課まで返還してください。☎区保険年金課（☎592-3105）

■京都市戦没者追悼式
先の大戦で犠牲になられた方の追悼と世界の平和を願い、追悼式を行います。
時 8月23日（木）14:00～15:00（受付は13:15～） 場 大谷ホール（下京区花屋町通烏丸西入）。対戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹及び三親等以内の祭祀者で1年以上戦没者と生計を共にされた方。☎7月17日（火）～7月23日（月）。区福祉介護課で入場整理券をお渡しします。☎区福祉介護課（☎592-3214）

イベント・講座

■山科図書館（☎581 0503）
※開館時間：10:00～19:30（土・日・祝は～17:00）。休館日：火曜（祝日の場合翌日）と第2・4水曜日
お楽しみ会
時 7月21日（土）11:00～
・絵本の読み聞かせ
・紙芝居
テーマ 図書の展示と貸出
8月 一般書「平和」
えほん「へいわ」
絵の展示（幼児コーナー）
7月、8月は清水台幼稚園児の作品特別コーナー
課題図書や自由研究など夏休みの宿題に役立つ本の展示、貸出。
時 8月31日まで。
■移動図書館「こじか号」巡回（☎801 4196）
7月23日（月）
10:00～10:50 場 西野山分譲集会所前
11:10～11:40 場 山階南小
13:00～13:40 場 陵ヶ岡小
7月25日（水）
10:00～10:40 場 大塚小
11:00～11:40 場 大宅小

募集

■山科青少年活動センター（☎593-4911）
「リラクゼーションヨガ」参加者募集
体力づくり、ストレス解消にヨガを始めませんか。
時 8月21日～10月9日 毎週火曜日。
19:00～20:15。定20名。費8,000円（中学・高校生は6,500円）。☎7月21日（土）13:00から。来館か電話。先着順。
自習室が利用できます。

第8回 山科こころのふれあい夏まつり

～もつと愛・もつと夢を…みんなて語ろう～

区内の社会復帰施設や地域団体などで作る「山科こころの健康を考える会」が、こころの病のある人との暖かい交流を深めるため、イベントを開催します。
山科南児童館によるオープニングイベントの後、自主製品の販売や、ゲーム・お茶席など楽しい催しがあります。
皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひお越しください。
日時 8月8日（水）午後1時30分～4時
場所 京都市生涯学習総合センター（アスニー山科）ラクト山科C棟2階
入場料 無料
問合せ先 区健康づくり推進課（☎592-3479）、山科区社会福祉協議会（☎593-1294）

京都サンガF.C. 観戦ご招待

京都サンガF.C.は、日ごろの区民の方の声援に感謝し、西京極総合運動公園で行う試合に2名様100組、200名の方を無料で招待します。みんなで応援に行きませんか。
日時 8月9日（木）13:30～15:30。場 市内在住の60歳以上の方（4歳以上のお孫さんの同伴も可）。定20名。費300円（2個分）。☎7月23日（月）～8月3日（金）。本人が直接来所。申込多数の場合は抽選。
■山科中央老人福祉センター（☎501 0242）
悠遊講座「ゆらゆら涼しい糸ふうせん～夏休みのお孫さんも一緒にいかがですか～」
時 8月9日（木）13:30～15:30。場 市内在住の60歳以上の方（4歳以上のお孫さんの同伴も可）。定20名。費300円（2個分）。☎7月23日（月）～8月3日（金）。本人が直接来所。申込多数の場合は抽選。

地域防災最前線

台風や集中豪雨による水害が、毎年のように発生しています。ビルや地下、地下駐車場、地下鉄や地下通路などの地下空間は、短時間の集中豪雨でも浸水する可能性があります。また、多量の雨により地盤が緩み、土砂崩れが急に発生する場合があります。少しでも危険を感じたら早めに安全な場所に避難しましょう。

■地下空間の危険性
・地上は大雨でも、地下では分りにくいため避難するのが遅れる。
・地上が冠水すると、一気に水が流れ込み歩行が困難になる。
・浸水すると停電して真っ暗になり、

案内

■献血
大宅学区
時 7月19日（木）10:00～11:30と12:30～16:00。場 ヒカリ屋スーパー駐車場。☎区健康づくり推進課（☎592-3474）
■市民検診
結核検診・基本健康診査が同時に受けられます。
時 7月18日（水） 場 百々小
7月19日（木） 場 小金塚集会所
7月24日（火） 場 勸修小
※いずれも13:30～15:30。結核検診は15歳以上、基本健康診査は40歳以上。費結核検診無料、基本健康診査500円（減免制度あり）。☎区健康づくり推進課（☎592-3478）

区版に掲載する写真・挿絵を募集

山科の季節感あふれる写真や挿し絵を募集します。
応募資格 区内に在住又は通勤・通学の方
応募規定
・自作の未発表作品に限ります
・応募作品は返却しません
・著作権は区役所に帰属します

人口統計 (6月1日現在)	世帯数 57,555世帯 人口 136,376人 男性 65,049人 女性 71,327人
交通事故 (警察含む) (6月21日現在)	交通事故 585件(-41) 死者 2件(-1) 死傷者 691件(-110)
火災・救急 (6月20日現在)	火災 10件(-1) 救急 2,929件(+134)

※()内は昨年同月比

福祉医療制度のお知らせ

制度名	問合せ・申請先	支給内容	対象となる方	一部負担金
乳幼児医療 (注)平成19年9月から「子ども医療費支給制度」に変わります。	区福祉介護課 (☎592-3218)	健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額	小学校就学前までの乳幼児 (所得制限なし)	3歳未満…(通院・入院)1箇月1医療機関200円。 3歳以上…(入院)1箇月1医療機関200円。(通院)一人の1箇月の自己負担額の合計が8,000円を超えた場合、超えた額を後で申請により払い戻します。
母子家庭等医療	区福祉介護課 (☎592-3218)	健康保険の自己負担額 (申請日から)	いずれかに該当する方 (所得制限あり) ① 生計を一にする父親のいない児童 ② ①の児童と生計を一にする母親 ③ 両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方など	なし
重度心身障害者医療	区福祉介護課 (☎592-3218)	健康保険の自己負担額 (申請月から)	いずれかに該当する方 (所得制限あり) ① 1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方 ② 知能指数(IQ)が35以下の方 ③ 3級の身体障害者手帳を持ち、IQが50以下の方 ④ 3歳未満の方で障害の程度が①～③と同程度の方 ※重度障害老人健康管理費は、老人保健医療(国制度)の資格がある方が対象です。	なし
重度障害老人健康管理費	区保険年金課 (☎592-3109)	老人保健医療の一部負担金相当額 (申請月の翌月から)	65歳以上70歳未満で、次の①又は②の方 (所得制限あり) ① 所得税が課税されていない世帯 ② 所得が基準額以下で次のいずれかに該当する方 ・一人暮らし ・同居者が親族のみで、全員が60歳以上、18歳未満又は一定の障害のある方の世帯	老人保健医療の一部負担金相当額(1割又は3割負担、ただし上限あり)。市民税非課税世帯の方は、一部負担金が更に減額される場合があります。
市老人医療	区福祉介護課 (☎592-3218)	健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額 (申請月から)	65歳以上70歳未満で、次の①又は②の方 (所得制限あり) ① 所得税が課税されていない世帯 ② 所得が基準額以下で次のいずれかに該当する方 ・一人暮らし ・同居者が親族のみで、全員が60歳以上、18歳未満又は一定の障害のある方の世帯	老人保健医療の一部負担金相当額(1割又は3割負担、ただし上限あり)。市民税非課税世帯の方は、一部負担金が更に減額される場合があります。

福祉医療費受給者証（乳幼児医療を除く）の更新
○前年の所得等を基に8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方には新しい受給者証を、受給資格のない方には却下通知書を、7月末に送付します。判定を行うために、所得証明等の提出が必要な場合があります。また、母子家庭等医療については現況届の提出が必要です。○更新で所得超過等の理由により却下となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがあります。該当する方は8月中旬に再度申請してください（重度障害老人健康管理費は7月中旬に申請）。

9月1日（土）から乳幼児医療費支給制度が「子ども医療費支給制度」となり拡充されます

○有効期限が9月1日以降の乳幼児医療費受給者証をお持ちの方には、8月下旬に「子ども医療費受給者証」を郵送します。現在お持ちの受給者証の住所及び氏名等に変更がある方は、7月中にお届けください。
○小学生の方が入院される場合、「子ども医療費受給者証」を医療機関の窓口へ提示すると一部負担金が200円となります。必要な方は、9月1日以降にお子さんの名前が載っている健康保険証をお持ちのうえ、区福祉介護課へ申請してください。
問合せ先 区福祉介護課（☎592-3218）

		現行	9月1日以降
入院	対象年齢	0歳～小学校就学前	0歳～小学校6年生
	一部負担金	1箇月1医療機関200円	1箇月1医療機関200円
通院	対象年齢	0歳～小学校就学前	0歳～小学校就学前
	一部負担金	(0歳～3歳未満) 1箇月1医療機関200円 (3歳以上～小学校就学前) 一人の1箇月の自己負担額の合計が8,000円を超えた場合、超えた額を申請により払い戻します。	(0歳～3歳未満) 1箇月1医療機関200円 (3歳以上～小学校就学前) 一人の1箇月の自己負担額の合計が3,000円を超えた場合、超えた額を申請により払い戻します。

老人保健・市老人医療の入院時一部負担金の減額

また、市老人医療受給者の方は事前に健康保険の加入先で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた後、「限度額適用認定証」の交付手続を区福祉介護課で行ってください。
なお、現在お持ちの認定証は7月31日（火）で有効期限が切れますので、引き続き限度額適用を受けようとする方は、8月中に改めて申請してください。
問合せ先 老人保健 区保険年金課（☎592-3109）、市老人医療 区福祉介護課（☎592-3218）

老人保健及び市老人医療の受給者のうち、市民税非課税世帯の方は、入院時に窓口で支払う一部負担金の上限額が、月額44,400円から24,600円（世帯の収入が一定基準以下の場合には、15,000円）に減額されます。老人保健の減額制度の適用を受けるには、区保険年金課で申請を行い、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

身近な存在でありながらあまり意識することがない道路について、役割や重要性を再認識し、道路の正しく利用について考えてみませんか。東部土木事務所では警察署と消防署と一緒にパトロールを行い、道路の愛護を呼び掛け、商店街などで街頭活動を行います。
問合せ先 東部土木事務所（☎591-0013）

8月は「道路ふれあい月間」、8月10日は「道路の日」です